

第 11 章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

1. 評価の原則

国民経済計算の貸借対照表勘定における各資産の評価については、国際基準に基づき、評価時点の市場価額が採用される。しかし、市場価額が直接得られる資産は極めて限定的であるため、各資産の特性に対応した種々の評価方法を用い、市場価額にできる限り近似した評価額を推計する。金融資産については、評価時点の市場価額の観測が比較的容易である一方、非金融資産はこれが困難であり、その評価にあたっては、主に以下の手法が用いられる。

(1) 再調達価額を用いる方法

再調達価額とは、その資産を評価時に改めて調達した場合の推定価額であり、取得価額（新品に対するもの）に再調達時と比較した物価倍率及び経過年数に応じた残価率を乗じて算出する。在庫の推計に利用するベンチマーク・イヤー法や、固定資産や耐久消費財（参考表）の推計に利用する恒久棚卸法があてはまる。

(2) 収益還元法

収益還元法とは、現在の資産が将来に向けてどれだけ収益を見込めるかという観点から、利子率を用いて、純収益の流列を現在価値に割り引く方法であり、鉱物・エネルギー資源、漁場等の資産評価に適用される。

(3) 土地の鑑定価格

土地の評価は、統一的な価格が形成される不動産市場が存在しないことから、鑑定価格により評価を行う。鑑定価格に当たる地価公示価格等は、取引事例比較法や収益還元法等により評価が決定されている。

2. 各項目の推計方法

(1) 非金融資産

a. 生産資産

(a) 固定資産

固定資産の期末資産残高は、暦年末時点における固定資本減耗後（純ストック額）の再調達価額で評価する。そのため、コモ法から作成される総固定資本形成の時系列データを基礎として、恒久棚卸法（PIM）に基づいて推計する。恒久棚卸法とは、過

去から現在に至る総固定資本形成額の流列に対し、投資時点から現在までの経過時間に応じた固定資本減耗を考慮した上で累積させることで、現時点における固定資本ストックを計算する手法である。総固定資本形成額については、暦年ごとに財別×投資主体別（制度部門別及び経済活動別で計算）のクロス表（固定資本マトリックス）として整備する。

なお、フロー系列の総固定資本形成に含まれる「土地改良」については、ストック系列において非生産資産（土地）に体化されるものとして扱われるため、固定資産としての期末資産残高は計上されない。

i . 期末資産残高と固定資本減耗の推計

（i）固定資本マトリックス

固定資本マトリックスは、コモ法による各年の資本財別総固定資本形成データ（名目：購入者価格表示）を制度部門別・経済活動別に展開することによって作成する（概念図については図 11 - 1 参照）。その際、建設物については、可能な限り精緻にストック額の推計を行う観点から、コモ法の計数を『産業連関表』等に基づいたより詳細な建築物・構築物の分類に細分化して使用する。（建設物の分類については表 11 - 1 のとおり。）

基礎となる制度部門別の総固定資本形成額（各制度部門ごとの総固定資本形成の合計）については、第 7 章「3. 総固定資本形成」のとおり推計され、『法人企業統計』、『工業統計』、『経済構造実態調査』等の各種統計を利用して経済活動別に内訳分割する（=固定資本マトリックスの列和）。その上で、各資本財の制度部門・経済活動への配分については、『産業連関表』の「固定資本マトリックス」（昭和 45 年表から直近の平成 27 年表までの間に 10 回作成）を時系列的に整合するよう組み替えた上で、これをベンチマーク配分比として RAS 法等によりバランスさせる。なお、固定資本マトリックスは、昭和 30 年から現在まで暦年ベースで作成しており、それ以前についてはコモ法に基づく総固定資本形成のデータが得られないため、『昭和 30 年国富調査』（経済企画庁）の純ストック額を初期ストックとして利用している。

図 11-1 固定資本マトリックス概念図

民間部門		民間金融機関		家計(個人企業を含む)		民間計民間非営利団体		公的非金融法人		公的金融機関		公的部門		制度部門計	
		民間非金融法人 経済活動別 (29部門)	民間金融機関 経済活動別 (29部門)	家計(個人企業を含む) 経済活動別 (29部門)	民間計民間非営利団体 経済活動別 (29部門)	公的非金融法人 経済活動別 (29部門)	公的金融機関 経済活動別 (29部門)	公的部門	一般政府 経済活動別 (29部門)	公的部門	一般政府 経済活動別 (29部門)	公的部門	制度部門計		
資本財(口子品目)														建設物	資本財計

表 11 - 1 細分化した建設物分類

建設産出分類	細分化した建設物分類	資産分類
木造建築	住宅(木造) 住宅以外の建物(木造) 仮設住宅(木造)	住宅 住宅以外の建物
非木造建築	住宅(非木造) 住宅以外の建物(非木造) 仮設住宅(非木造)	住宅 住宅以外の建物
その他の建設	一般道路・街路 高速道路 河川 河川総合開発 海岸 砂防 下水道管渠 下水道終末処理施設 港湾 漁港・漁場整備 空港 廃棄物処理 都市公園 農業土木 林道 治山 災害復旧(農林分) 鉄道軌道 電力施設 電気通信施設 上・工業用水道 ガス施設・民間構築物・その他 土地造成	構築物 (ストックは土地)
建設補修	建設補修(改装・改修) 建設補修(維持・修理)	住宅 住宅以外の建物 (中間消費)

(ii) 恒久棚卸法

恒久棚卸法の計算では、まず異時点間での比較・累積計算を可能とするために、過去の総固定資本形成額（フロー）をデフレーターにより実質化し、次に取得時点から観測時点までの経年による減耗を反映させた上で、各観測時点の残存価額（ストック）を集計し、最後に各観察時点の評価額に戻すためにインフレーターにより名目化するという過程をたどる。

各観測時点の評価（実質化及び名目化）に際しては、第8章で推計される資本財別の基本単位デフレーターを用いる。ただし建設物については、固定資本マトリッ

クスにおける建設物の細分化に合わせ、「建設細分類デフレーター」を作成して使用する。「建設細分類デフレーター」は、第8章で推計される建設デフレーターと同様に、資材投入額と、付加価値額（雇用者報酬）をウェイトとした投入コスト型のパーセンテージ連鎖デフレーターとする。計算に使用する投入額ウェイトとしては、コモ法で推計される建設部門への財別資材投入（中間投入）額を行和、細分類による建設生産額を列和とする建設マトリックスを暦年ごとに推計する（図11-2）。その際、建設マトリックスの資材・労働投入の配分については、『建設部門分析用産業連関表』（国土交通省）の昭和45年表から直近の平成27年表までの10回分をベンチマーク配分比としてRAS法等によりバランス調整して作成する。また、1969年以前の建設細分類デフレーターについては、国土交通省作成の『建設工事費デフレーター（2011年度基準）』をリンク接続して利用する。なお、フローの評価には暦年平均、ストックの評価には暦年末（月次の12月を使用）のデフレーターを利用する。

図11-2 建設マトリックス概念図

建設資材投入 (コモ品目)	木造建築		非木造建築		その他の建設 (土木)		建設補修	建設部門合計
	住宅	非住宅	住宅	非住宅	一般道路 ・街路	・		
建設資材投入 (コモ品目)	改装	維持 ・修理
付加 価値	雇用者報酬	改修	
建設産出額								

取得年から観察年までの経年による減耗を反映させた残存価額の計算は、上記で得られた時系列の固定資本マトリックス（実質値）の各セル、すなわち取得年次×資本財別×投資主体別（制度部門別及び経済活動別）のそれぞれの計数について

行い、観測年ごとに資本財別×投資主体別の残存価額（固定資本ストックマトリックス）を集計する。

観測年ごとに集計される実質資本ストックについては、

実質期末ストック額

$$= \text{実質期首ストック額} + \text{実質期中投資額} - \text{実質期中減耗額} + \text{実質調整額}$$

の関係が成立する。

経年による減耗（固定資本減耗）の方法については、全ての資本財について定率法を採用し、毎期の期首ストック額に償却率を乗じて、期中の固定資本減耗額を推計する。償却率は、第 10 章で述べたように、『民間企業投資・除却調査』等の資料を基に、資本財別、投資主体別及び取得年（ビンテージ）別に設定する。また、実質調整額には、通常予期されない大規模災害の被害や制度部門分類の変更等による制度部門間での資産移動及び土地改良の土地資産への計上替えによるマイナス額を計上する。

以上から得られた固定資本ストックマトリックス（実質値）については、財別基本単位デフレーターと「建設細分類デフレーター」（いずれも暦年末：月次の 12 月を使用）を用いて各暦年末の再調達価格に変換（インフレート）し、さらに表章分類に集計することで固定資本ストックマトリックス（名目値）を得る。また、固定資本減耗マトリックス（実質値）については、財別基本単位デフレーターと「建設細分類デフレーター」（暦年平均）を用いて各暦年の再調達価格に変換し、資産別、制度部門別及び経済活動別の固定資本減耗（名目）に集計してフローの各種推計に使用する。さらに実質調整額（マトリックス）を財別基本単位デフレーター（暦年平均）で名目化した計数は、調整勘定における「その他の資産量変動勘定」に計上する。名目資本ストックについては、

名目期末ストック額

$$= \text{名目期首ストック額} + \text{名目当期投資額} - \text{名目当期減耗額} + \text{名目調整額}$$

の関係が成立する。名目調整額は、

$$\text{名目調整額} = \text{その他の資産量変動} + \text{名目保有利得}$$

として調整勘定に表章される。

さらに固定資本マトリックス、固定資本ストックマトリックスについては、名目値だけでなく、実質値も同様の表章分類で公表する。公表にあたっては、上記で計算した固定資本マトリックス（実質値）とストックマトリックス（実質値）の各資本財について、平成 27 年を参照年として表章分類にラスパイレス連鎖統合する。

ii . 調整額の推計

(i) 取引以外の量的な変動（その他の資産量変動勘定）

① 資本勘定の総固定資本形成に含まれている「土地改良」について、貸借対照表

上では固定資産ではなく非生産資産（土地）の残高に体化されるため、調整勘定への計上を通じて、貸借対照表勘定の非生産資産（土地）に分類替えする。具体的には、毎年の総固定資本形成と同額が土地改良の「その他の資産量変動」にマイナス計上され、代わりに非生産資産の土地（宅地）の「その他の資産量変動」にプラス計上される。

- ② 公的企業の民営化や組織改編等の取引以外の要因により、制度部門を越えた資産の移動が生じた場合には、部門間を移動する資産残高を再調達価格により推計し、調整勘定において変更前の制度部門にはマイナス額、変更後の制度部門にはプラス額の調整額を計上する。
- ③ 予見できない大規模な災害などにより生じた損失は、通常予見できる範囲を超えるものとして資本偶発損の概念とは別とみなし、各種の資料から毀損額を推計し、調整勘定に計上する。

実際の計算においては、上記の①～③の推計値を実質化したのちに、恒久棚卸法計算における実質調整額として使用する。

(ii) 價格変化による再評価（再評価勘定）

期首純資産額及び期中の純固定資本形成額についての期首及び期中平均から期末にかけての価格変化額に相当する。実際には、上記の名目期末ストック額に関する恒等式から導出される名目調整額に対し、(i) の「その他の資産量変動」を控除することで計算する。

(b) 在庫

i . 推計方法の概要

期末在庫残高は、形態別としては、原材料、仕掛品、製品及び流通品の 4 形態別に推計する。うち仕掛品については「育成生物資源の仕掛品」と「その他の仕掛品」とに、原材料については 2008SNA に対応し平成 23 年基準以降計上されることとなった「弾薬類」と「弾薬類以外の原材料」とに分けて推計する。原則として、期末在庫残高は、『昭和 45 年国富調査』の結果をベンチマークとして、各年の変動を積上げ再評価するベンチマーク・イヤー法によって推計するが、「育成生物資源の仕掛品」は実現在庫法（RIM）、「弾薬類」は防衛省の財務書類に基づいて推計する。ベンチマークとなる国富調査の棚卸資産は、コモ法における在庫品評価調整方法に準じた方法により、昭和 45 年末評価資産額に調整する。

また、制度部門別としては、民間非金融法人企業、公的非金融法人企業、一般政府及び家計（個人企業分）の 4 部門別に推計し、民間部門については、原則として、ベンチマーク・イヤー法によって推計する。公的非金融法人企業及び一般政府の公的部門は、「弾薬類」のほか、国家備蓄原油や食料安定供給特別会計の備蓄米等を含んで

おり、これらは個別機関の財務諸表等に基づき推計する。

推計式

$$\text{期末在庫残高} = \text{期首在庫残高} + \text{在庫変動} + \text{調整額}$$

在庫変動の推計方法については、第 2 章「4. 在庫品変動額の推計」を参照。

ii. 調整額の推計

(i) 價格変化による再評価（再評価勘定）

期首在庫残高及び期中の在庫変動に対し、期首及び期中平均から期末にかけての價格変化率を乗じることにより推計する。

推計式

$$\begin{aligned} & \text{期首在庫残高} \times \left(\frac{\text{期末インフレーター}}{\text{期首インフレーター}} - 1 \right) \\ & + \text{在庫変動} \times \left(\frac{\text{期末インフレーター}}{\text{期中平均インフレーター}} - 1 \right) \end{aligned}$$

(ii) 取引（在庫変動）以外の量的な変動による調整（その他の資産量変動勘定）

取引以外の量的な変動としては、制度部門分類の変更や大規模な災害による在庫の減失等がある。前者について、例えはある公的企業の民営化等により制度部門が変更となった場合（公的企業から民間企業）、再調達価格による調整額を推計し、調整勘定において、変更前の制度部門にはマイナス額、変更後の制度部門にはプラス額を計上する。

b. 非生産資産（自然资源）

(a) 土地

民有地と国公有地等に分け、地目は宅地、耕地及びその他（林地含む）の 3 種に区分して推計を行う。土地の推計方法は、基本的に地目別及び地域別面積にそれぞれ対応する単価を乗ずる。

i. 民有地

(i) 宅地

宅地の全国評価額は、各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は各市町村（東京都特別区を含む）評価額の合計とする。

各市町村評価額は、各市町村の住宅地区及び村落地区的面積にそれぞれ対応する

単価を乗じて住宅地区及び村落地区評価額を算出する。基礎資料は、面積は『固定資産の価格等の概要調書』(総務省)、単価は『地価公示』及び『都道府県地価調査』(ともに国土交通省)を用いる。

次に住宅地区及び村落地区評価額をベースとして、商業地区、工業地区、観光地区、併用住宅地区等の評価額について『固定資産の価格等の概要調書』における課税評価額の価格比を利用してそれぞれ算出したものを住宅地区及び村落地区評価額に加算して、合計としての宅地資産額を推計する。

推計式

$$Si = \sum_{j=1}^n \{ S_{ij} \times P_{ij} \times \alpha_i (1 + \beta_{ij} + \gamma_{ij} + \delta_{ij} + \varepsilon_{ij} + \zeta_{ij} + \eta_{ij}) \}$$

$$S = \sum_{i=1}^{47} Si$$

i : 都道府県を表示する記号 j : 市町村を表示する記号

S_{ij} : 当該市町村の住宅地区及び村落地区年末面積

P_{ij} : 地価公示、地価調査より算出した当該市町村住宅地区、村落地区年末平均単価

α_i : 都道府県別の単価補正率

β_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした商業地区への資産額推計比率

γ_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした工業地区への資産額推計比率

δ_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした観光地区への資産額推計比率

ε_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした併用住宅地区への資産額推計比率

ζ_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした農業用併用宅地への資産額推計比率

η_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした生産緑地内宅地への資産額推計比率

n : 当該都道府県内の市町村数

Si : 当該都道府県の年末宅地資産額 S : 全国の年末宅地資産額

(ii) 田・畑・林地

田・畑・林地の全国評価額は、各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は各都道府県における一般の田・畑・林地の評価額と宅地介在の田・畑・林地の評価額の合計とする。基礎資料として、面積については『固定資産の価格等の概要調書』、単価については『田畠価格及び小作料調』及び『山林素地及び山元立木価格調』(ともに日本不動産研究所)を用いる。

推計式

$$S''i = (SA \cdot PA + SB \cdot PB + SC \cdot PC) + (Si \cdot \theta'i + Si \cdot \theta''i + Si \cdot \theta'''i)$$

$$S' = \sum_{i=1}^{47} S'i$$

SA, SB, SC ：当該都道府県の一般の田・畠・林地の面積

PA, PB, PC ：当該都道府県の一般の田・畠・林地の平均単価

Si ：当該都道府県の年末宅地評価額

$\theta'i, \theta''i, \theta'''i$ ：当該都道府県の宅地評価額を基礎にした宅地介在の田・畠・林地への評価額推計比率

$S'i$ ：当該都道府県の田・畠・林地の評価額

S' ：全国の田・畠・林地の評価額

(iii) その他

他の土地の全国評価額は、各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は各都道府県の田・畠・林地の評価額を基礎に推計する。

推計式

$$S''i = S'i \cdot Wi$$

$$S'' = \sum_{i=1}^{47} S''i$$

$S'i$ ：当該都道府県の田・畠・林地の評価額

Wi ：当該都道府県の田・畠・林地の評価額を基礎にした「その他」への評価額推計比率

$S''i$ ：当該都道府県の「その他」評価額

S'' ：全国の「その他」評価額

ii. 国公有地等

国公有地等は、中央政府機関、地方政府機関及び対家計民間非営利団体の土地に大別される。地目区分（宅地、耕地、林地、その他）ごとの面積にそれぞれ対応する単価を乗じて推計を行う。

(i) 中央政府及び関連公的企業

政府会計（一般会計、特別会計）については、『財政金融統計月報（国有財産特集）』（財務省）に記載されている土地評価額を基礎とする。政府関係機関については、各種資料により土地評価額を集計する。

(ii) 地方政府及び関連公的企業

普通会計（一般会計及び公営企業会計以外の特別会計）については、『公共施設状況調』（総務省）を用いる。都道府県及び市町村が所有する土地面積を、都道府県ごとに、宅地、耕地、山林及びその他に区分し、それぞれの面積に都道府県別単価を乗じて推計する。

公営企業会計については、『地方財政統計年報』の貸借対照表の土地評価額を基に推計する。

財産区については、区有地面積を都道府県別に宅地、耕地、山林、原野及び雑種地に区分の上、それぞれの面積に都道府県別単価を乗じて推計する。

道路公社及び住宅供給公社については、各種資料からそれぞれ推計する。

（iii）対家計民間非営利団体

宗教法人については『法人土地・建物基本調査』、教育機関については『学校基本調査』（文部科学省）、社会福祉施設については『社会福祉施設調査報告』（厚生労働省）、『法人土地・建物基本調査』及び『公共施設状況調査』を基に、それぞれ面積に都道府県別単価を乗じて推計する。

iii. 制度部門分割

（i）非金融法人企業

民間非金融法人企業については、『固定資産の価格等の概要調書』から得られる都道府県別法人比率を民有地評価額に乘じた額から、別途推計する民間金融機関の資産額を控除する。公的非金融企業については、国公有地等の評価額から分離計上する。

また、介護施設については、『介護サービス施設・事業所調査』（厚生労働省）、『公共施設状況調』及び『法人土地・建物基本調査』をもとに面積に都道府県別単価を乗じて推計を行い、非金融法人企業に含める。

（ii）金融機関

民間金融機関については、『法人土地・建物基本調査』をもとに、金融機関の種類別（全国銀行、中小企業金融機関、農林水産金融機関、保険、証券）、用途別（店舗用地、社宅等用地、その他）及び都道府県別の面積にそれぞれ対応する単価を乗じて算出した資産額を補助系列に用いて推計する。面積は、有価証券報告書等に記載されている用途別内訳を利用する。単価については、金融機関の種類に応じて『固定資産の価格等の概要調書』の情報により調整を行って算定したものを用いる。

公的金融機関については、各種資料により土地評価額を集計する。

（iii）一般政府

国公有地等の推計において一般政府として推計した額を計上する。

(iv) 家計

民有地評価額に『固定資産の価格等の概要調書』における都道府県別個人比率を乗じて推計する。

(v) 対家計民間非営利団体

国公有地等の推計において対家計民間非営利団体として推計した額を計上する。

iv. 調整額

公的企業等の制度部門が変更となった場合には、調整勘定（その他の資産量変動勘定）に変更前の制度部門にはマイナス額、変更後の制度部門にはプラス額を計上する。また、土地改良に係る総固定資本形成は、前述のとおり、調整勘定（その他の資産量変動勘定）を通じて固定資産から土地に分類変更される。それ以外の調整額、すなわち期末残高と期首残高の差から、土地の純購入額（制度部門のみ、一国では相殺されて 0）と上記の「その他資産量変動勘定」への計上額を控除した差額が、土地の価格変化による再評価額（キャピタル・ゲイン／ロス）となる。

(b) 鉱物・エネルギー資源

鉱物・エネルギー資源は、①石炭・石油・天然ガス、②金属鉱物、③非金属鉱物に区分して推計を行い、合計額を求める。

i. 推計方法

収益還元法（ホスコルド方式）により推計する。

推計式

$$P = a \times \frac{1}{S + \frac{r}{(1+r)^{n-1}}} = \frac{1}{S + F_n}$$

a : 純収益 s : 報酬利率 r : 蓄積利率 n : 稼行年数

F_n : 償還基金率

純収益は、生産額から原料、資材、燃料、電力、その他支出及び給与総額等を控除する。稼行年数は可採粗鉱量を採掘粗鉱量で除して求める。基礎資料として、『経済センサス活動調査報告』（総務省・経済産業省）、『埋蔵鉱量統計調査』（経済産業省）等を用いる。

還元利率は、蓄積利率と報酬利率の 2 種の利率を用いる。

蓄積利率は、鉱石を採掘・販売し、鉱業権の価値を回収するため安全確実に得られる利率であり、国債、公社債、預金等の利率を勘案して設定する。

報酬利率は、投下資本に対する報酬を得るための利率で、蓄積利率にリスクを加えたものであり、各種資料により設定する。

ホスコルド方式による評価額には、鉱物・エネルギー資源に加えて設備資産が含まれる。設備資産のうち地上設備については、固定資産の計数を用い、鉱物・エネルギー資源の評価額からその分を控除する。

ii. 制度部門分割

民間非金融法人企業に分類する。

(c) 非育成生物資源

i. 漁場

漁場の範囲は、粗放養殖を除く全ての養殖漁場であり、内水面（河川及び湖沼）及び外海と仕切られた沿岸における養魚池及び養魚場、養殖かき及び真珠の養殖場等が含まれる。また、関連施設については、固定資産として別途評価されること等から対象としない。

(i) 推計方法

収益還元法により推計する。

推計式

$$P = \frac{a}{r}$$

a : 魚種別純収益 r : 還元利率

原資料から得られる各年の純収益は好不況による価格や収穫量の変化などを含むため、過去 5 年間の平均純収益率を用いる。

純収益 = 生産額 × 純収益率（過去 5 カ年平均）

生産額の基礎資料は「漁業生産額」（農林水産省）を用いる。

純収益率は、海面養殖業については『漁業経営調査』（農林水産省）を用い、養殖収入から養殖支出（減価償却費を含む）、見積もり家族労賃を控除した額を用いる。内水面養殖業については『漁業センサス』（農林水産省）、『産業連関表』（総務省等）等を用い、収穫金額から「種苗費、飼育費、労賃等を合計した額」を控除した額を、産業連関表の投入比率等で補間して求める。

なお、漁場において養殖されている魚介類については、生産資産の在庫として別に計上されるため、育成生物資源の仕掛品推計額における魚介類相当分を上記推計額から控除する。

(ii) 制度部門分割

家計（個人企業を含む）に分類する。

ii . 非育成森林資源

国有林等を対象とする。

『財政金融統計月報（国有財産特集）』の立木竹の現在額、『国有林野事業統計書』（林野庁）、『農林業センサス』（農林水産省）等を基に、面積に対応する単価を乗じて資産額を推計する。なお、単価は、上記立木竹の現在額を対応する林地面積で除すこと等により求める。

制度部門については、一般政府及び公的非金融法人企業に計上する。

(2) 金融資産及び負債

第 10 章「2. 金融勘定」参照。

3. 調整勘定

(1) 調整勘定の役割

貸借対照表勘定の期首と期末の変動のうち資本・金融勘定における変動以外の要因が計上される。調整勘定には、

- a . 價格変化による再評価
- b . 債権者による不良資産の抹消
- c . 予測不可能な事態に基づく調整
- d . 資本勘定から除外されている非金融資産の価値の純増
- e . 制度部門分類の変更等による調整
- f . 基礎資料や推計上の不突合及び不連続の調整項目 が概念上含まれる。

このうち、「a.」は、期首・期末間の実現、未実現のキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロス（名目保有利得及び損失）である。これは、資本・金融勘定では、資産・負債を取得時価格で評価し、また、貸借対照表勘定において期首の資産・負債は期首価格で評価されるのに対し、期末の資産・負債は、期末価格で評価されることから生じる名目値の差を計上するものである。

調整勘定の推計には、調整項目を積み上げて算出する方法と、期首と期末の残高差額から接近する方法がある。

前者は、固定資産、在庫及び一部の金融資産・負債の推計に適用され、価格変化による再評価、分類の変更による調整等の調整項目を加えて全体の調整額を算出する。

後者は、土地、一部の金融資産・負債に適用され、まず期首と期末の残高差額を算出し、それから期中の資本取引を差し引いて調整額を求める。次に調整額を価格変化による再評価、自然成長等の調整項目に細分化する。

調整勘定は、更に数量的な変化に起因する「その他の資産量変動勘定」と、価格変化に起因する「再評価勘定」に分割される。

(2) その他の資産量変動勘定

「2008SNA マニュアル」によると、その他の資産量変動勘定は、地下資源の発見や減耗、戦争又は政治事件による破壊や自然災害による破壊のような要因による数量の変化であり、現実に資産の量を変化させるものを記録する、とされている。

我が国では、その他の資産量変動勘定として以下の項目を推計している。

- a . 経済的出現・消滅
- b . 災害等による壊滅的損失
- c . 他に分類されないその他の量的変動
- d . 分類変更

なお、「経済的出現・消滅」には、地下資源などの非金融非生産資産の変動と債権者による不良債権の抹消等が含まれるが、特に「債権者による不良債権の抹消」は内訳として別掲する。

実際の推計については、前述の非金融資産と金融資産・負債に係るそれぞれの項目の調整額で記載したとおりであり、計数表においては、統合勘定と制度部門別勘定において、資産側（非金融資産と金融資産を合算）と負債側を掲載する。

(3) 再評価勘定

再評価勘定は、金融・非金融資産及び負債の所有者に対して、当該会計期間中に生じた名目保有利得又は損失（いわゆるキャピタル・ゲイン／ロス）を記録する。ただし、名目保有利得又は損失は、毎期末の時価再評価に伴い計算される、未実現のものを含んだ金額であり、本勘定から不動産や株式等の譲渡益（キャピタル・ゲインの実現額）等を把握することはできない。

- a . 名目保有利得・損失

名目保有利得・損失には、調整勘定に計上される調整額から「その他の資産量変動勘定」への計上額を控除した残差を計上する。

- b . 中立保有利得・損失

中立保有利得・損失は、当該資産の価格が、ある特定された一般物価指数とまったく同様な動きを経時的に示す場合に、結果として生じるであろう保有利得として定義

される。推計時においては、一般物価指数として GDP デフレーターを使用する。

c. 実質保有利得・損失

実質保有利得は、資産・負債に対する名目保有利得・損失と中立保有利得・損失の差を計上する。

4. 家計の耐久消費財残高（参考表）

国民経済計算の概念では、家計の耐久消費財の取得は家計最終消費支出に区分され、その価値は期間中で費消されるものと扱われるため、家計の資産残高には含まれない。しかし実際には、耐久消費財は 1 年を超えて家計内で継続的に使用されることが想定されるため、国民経済計算の国際基準では、耐久消費財の残高を参考系列として示すことが推奨されており、我が国の「国民経済計算年次推計」でも参考表 1 として、家計の耐久消費財の残高について、参考として推計・表章している。

推計の対象範囲は、家計最終消費支出の形態分類における「耐久財」に準ずるものとし、さらに財の種類に応じて「①家具・敷物、②家庭用器具、③個人輸送機器、④情報・通信機器、⑤その他」の 5 分類に集計する（家計最終消費支出の分類については、第 7 章「1. 民間最終消費支出」を参照）。ただし、通常の経年使用による減価償却を適用できない、貴金属、宝石、骨とう品、美術品等（目的別分類における「宝石及び時計」に該当する品目）は推計対象から除外する。

推計方法については、各年における財別の家計消費データ（名目：購入者価格）、『昭和 45 年国富調査（家計資産調査）』（総理府、経済企画庁）及び家計消費に係る財別の基本単位デフレーターを基礎資料とし、恒久棚卸法により推計を行う。経年の減価償却と偶発損による減耗分を計算するための償却率については、原則的に家計（個人企業を含む）の固定資産の推計に用いられるものを援用する（基礎資料は『民間企業投資・除却調査』による）。

また実質値の計算は、平成 27 年を参考年とするラスパイレス連鎖価格表示による。なお、耐久消費財（名目値）の調整額には、減耗額に加え価格変化による再評価と大規模自然災害による毀損額を含める。

表 11-2 耐久消費財分類と家計最終消費の目的別分類との対応表

耐久消費財	家計最終消費目的別分類(耐久財のみ掲載)
1 家具・敷物	5101 家具及び装備品 5102 織物及びその他の敷物
2 家庭用器具	5301 家庭用器具
3 個人輸送機器	7101 自動車 7102 オートバイ 7103 自転車及びその他の輸送機器
4 情報・通信機器	9101 ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器 9103 情報処理装置 9105 パソコン
5 その他	6102 治療用機器 9102 写真・撮影用装置及び光学器械 9201 楽器
集計対象外	12201 宝石及び時計

5. 金融機関のノン・パフォーミング貸付（参考表）

「国民経済計算年次推計」の参考表 2 では、金融機関のノン・パフォーミング貸付に係る計数について、各金融機関のリスク管理債権の開示情報等⁴⁷から推計を行い表章している。

民間金融機関については、国内銀行、中小企業金融機関等、農林水産金融機関、生命保険会社及び定型保証機関を除く非生命保険会社を対象とする。国内銀行と中小企業金融機関等については、金融庁で公表される『金融再生法開示債権の状況等』等を使用する。同資料のうち中小企業金融機関等（うち公的金融機関に該当）の額については、同機関の公表資料からリスク管理債権の額等を把握し、合計から控除することでノン・パフォーミング貸付残高を推計する。農林水産金融機関については、農林水産省で公表する農協系統金融機関のリスク管理債権等の状況に関する資料や水産庁で公表する漁業系統金融機関のリスク管理債権等の状況に関する資料を使用する。生命保険会社や非生命保険会社については、ディスクロージャー誌などの積上げによりノン・パフォーミング貸付残高の推計を行う。貸付の合計については原則として『資金循環統計』の簿価ベースの貸付額を使用するが、この貸付額と上記に記載した各種資料の貸付額は必ずしも一致しないため、この 2 つの貸付額の比と先に求めたノン・パフォーミング貸付残高との積により、ノン・パフォーミング貸付の額を確定する。ノン・パフォーミング貸付の毀損額には個別貸倒引当金の額を計上するが、この金額は『資金循環統計』やディスクロージャー誌などの積上げにより計算する。

公的金融機関については、リスク管理債権を公表している機関のディスクロージャー誌や行政コスト計算書等から、貸付額、ノン・パフォーミング貸付及びノン・パフォーミ

⁴⁷ 2020 年度まではリスク管理債権の開示情報を使用していたが、2022 年 3 月末に金融再生法開示債権と一本化されたため、2021 年度以降の計数については、それ以前の計数と接続するよう推計している。

ング貸付の毀損額（個別貸倒引当金）を積み上げる。

民間金融機関、公的金融機関とともに、本体系とは対象とする金融機関の範囲や使用する資料が異なる。このため、ここでの貸付額とストック編付表 6 で公表される民間金融機関貸出及び公的金融機関貸出とは一致しない。